

豊島区立高松小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校、学級、児童にも起こりうるものである。

本校では、「いじめ防止対策推進法」・「いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学省）」・改正「豊島区いじめ防止対策推進条例（豊島区）」に基づき、いじめの防止等のための方策を推進するために「高松小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) 豊島区立高松小学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題への対策を豊島区教育委員会と学校が、主体的かつ相互に連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本方針を定めることにより、学校全体で児童の健全育成を図り、いじめのない学校・社会の実現を目指すことを目的とする。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット、SNS、ライン等）であり、該当行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

(3) いじめの防止に向けた学校の方針

- ・あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・児童が主体となって、いじめのない学級や学校を形成する意識を育むため、児童の発達段階にに応じて、いじめ防止の取り組みができるよう指導・支援する。
- ・いじめは、いつでもどこでも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者・地域・SC・関係諸機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- ・いじめの早期発見のために、児童に対し定期的にいじめアンケートや相談日を実施するなど、学校全体で児童一人一人の状況の把握に努める。

2 いじめ防止等のための施策

(1) 「高松小学校いじめ防止基本方針」の策定

「豊島区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめ防止の取り組みについての基本的な方向や内容を「高松小学校いじめ防止基本方針」として定める。

(2) いじめ防止対策のための組織

複数の教職員によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。

構成メンバーは、校長、副校長、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学年主任、担任、SCとし、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの中核とする。委員会は、いじめを未然に防止するための対策を推進すると共に、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、学校運営連絡協議会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取り組みを行う。

3 具体的な取り組み

(1) いじめの防止、早期発見に関すること

①心の教育の充実

「生命尊重」に関する授業を、人権教育指導計画や道徳教育計画等に具体的に位置づけ、学年の発達段階に応じて指導内容の工夫を図り、実施する。

②いじめ防止月間の設定

いじめ防止月間を設定し、いじめ防止プログラムを活用するなど児童が主体となつて、いじめを防止する取り組みが実践できるよう指導・支援を行う。

③学習環境の整備

授業規律の徹底、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を徹底する。

④校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に「いじめの早期発見」や「いじめ防止」「いじめ発生の際の対応」等の校内研修会を実施する。

⑤スクールカウンセラー（ＳＣ）の活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間に行う児童の観察を、いじめの早期発見、いじめの実態把握に役立てる。また、いじめが発生した際には、いじめを受けた児童のケアができるようにする。

毎週金曜日に、児童、保護者対象の相談を実施する。

⑥児童の自尊感情の高揚

全ての児童に活躍の場を与えると共に、努力した姿を認めることで児童一人一人に自信をもたせる。

⑦ニコニコ相談日の設定及び、ニコニコアンケート実施

いじめ相談の窓口として、各学期に、児童が全ての先生に相談できる「ニコニコ相談日」を設定する。また、いじめを早期発見するため、ニコニコアンケートを実施する。

⑧面談を活用したいじめの把握

家庭訪問や個人面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。

(2) いじめへの対応

① いじめを受けた児童の安全確保

いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保することを最優先に考え大人が見守る体制を速やかに構築する。

② 迅速な調査・事実確認

迅速に対応するため、児童からの聞き取りなどの事実確認を組織的に行う。また、いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童の保護者に報告し、いじめの解決に向けて協力を要請する。

③ 関係機関との連携

教育相談センター、チームステップ等の関係機関と連携し対応に当たる。また、いじめを行った児童について、再発の防止に向けて適切かつ継続的に児童及び支援を行うための対応策を教育相談センターや警察、子育て支援センター、児童相談所などと連携して行う。

4 重大事態への対処

「高松小学校いじめ緊急対策委員会」を設置し対応に当たる。詳しくは別紙参照。